

令和2年7月吉日

関係各位

一般社団法人津山青年会議所  
理事長 橋本 安弘  
総務委員会 委員長 片山 英之

## 令和2年7月豪雨災害 支援金募集ご協力のお願い

拝啓 盛夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より一方ならぬお力添えにあずかり、心より御礼申し上げます。

さてこのたび(一社)津山青年会議所では令和2年7月4日未明に発生した令和2年7月豪雨災害に対し支援金の募集を行いたく存じます。詳細については下記をご確認ください。

### 記

#### 1. 趣旨

令和2年7月豪雨により各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が発令されました。

一般社団法人津山青年会議所では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり支援金の募集を実施いたします。

#### 2. 支援金の名称

令和2年7月豪雨災害支援金

#### 3. 受付期間

令和2年7月20日(月)から同年8月28日(金)まで

(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

#### 4. 支援金振込口座

金融機関名 中国銀行 津山支店

口座 普通預金 3044485

名義 津山JC令和2年7月豪雨災害支援金 代表 橋本 安弘

恐れ入りますが振込手数料はご負担ください。

※津山JC事務局にて直接お渡しいただいても構いません。

## 5. 支援金の送金

一般社団法人津山青年会議所でお預かりした支援金は公益社団法人日本青年会議所災害支援金、被災県共同募金会に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

## 6. 支援金の配分

本会より送金する支援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部、青年会議所等で構成される災害支援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

## 7. 税制上の取り扱い

この支援金は、税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。領収証が必要な方は発行いたしますのでお申し出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

以上

<お問い合わせ> 一般社団法人津山青年会議所  
2020年度 総務委員会  
委員長 片山 英之  
TEL 0868-22-6713  
E-mail info@tsuyamajc.or.jp